

# 滋賀県立長寿社会福祉センターFreeWi-Fi利用規約

令和4年2月28日 制定

## (目的)

第1条 この規約は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会が（以下「本会」という。）滋賀県立長寿社会福祉センター（以下「センター」という。）において利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LAN（Wi-Fi）を介したインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

## (サービスの内容)

第2条 本会は、滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年 滋賀県条例第12号）第4条に基づき特定施設の使用の承認を受けた者（以下、「センター利用者」という。）に対し、本サービスの提供を行うものとする。

2 本サービスの利用料は無料とする。

3 1台の無線LANアクセスポイントに接続できる端末数は、100ユーザーまでとする。

## (利用条件)

第3条 利用者は、センター利用者である。

2 本サービスの利用者は本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令および本規約を遵守しなければならない。

## (利用手続)

第4条 本サービスを利用しようとする者は、「滋賀県立長寿社会福祉センター使用申請書」の提出の際に、本サービスの利用を申し出るものとする。

2 本会は、前項の申し出を受けた時、本規約を交付するとともに、施設利用時にセンター利用者に対して、接続するためのSSID（無線LANアクセスポイント識別番号）及びパスワードを伝達する。

3 本サービスを利用するセンター利用者（以下「サービス利用者」という。）は、ブラウザに表示される画面上で、前項のSSID（無線LANアクセスポイント識別番号）及びパスワードの入力を行い、本サービスへ接続し、利用を行うものとする。

## (利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスの利用できる場所及び時間は、原則、センター利用者として特定施設の使用承認を受けた場所及び時間に限る。

(禁止事項)

第6条 サービス利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人による私的利用など、センター内で開催される研修および会議等と関係のない行為。
- (2) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) センター、施設もしくは第三者に不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。
- (5) センター、もしくは第三者を誹謗中傷する行為。
- (6) センター、もしくは第三者の保有する情報等を不正に収集、開示および漏洩する行為。
- (7) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為。
- (8) 犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為。
- (9) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為。
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信または誘導、誘発する行為。
- (12) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為。
- (13) 法令、条例に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (14) 本利用規約等に反する行為。
- (15) その他、センターが不適切と判断する行為。

2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、センターは一切の責任を負わないものとする。

(サービスの停止)

第7条 本会は、サービス利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに本サービスの利用を停止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として本会が不適切と判断した場合

(損害賠償責任)

第8条 本会は、利用者が第6条のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、サービス利用者に対し、その賠償を請求できるものとする。

(運用の中止要件)

第9条 本会は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止できるものとする。

- (1) システム保守及びセンター設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第10条 本会は、利用者が本サービスで提供されるインターネット接続を通じて得られる情報等について、いかなる保証もしないものとする。

- 2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、センターは一切責任を負わないものとする。
- 3 サービス利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 サービス利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、センターは一切の責任を負わないものとする。
- 5 本サービスでは電波状況、回線状況によりその接続や速度は保障されないものとする。
- 6 サービス利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、センターは一切の責任を負わないものとする。
- 7 本会は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。

(規約の変更)

第11条 本会は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

- 2 本規約の変更後に本サービスを利用される場合、利用者は変更後の本規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和4年2月28日から施行する。